

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年5月24日

横浜市契約事務受任者
横浜市環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要 久良岐公園ほか1公園維持業務委託（緊急）

久良岐公園、金沢自然公園において、ナラ枯れ病の急速なまん延において発生した園路・広場周辺や外周沿いの枯れ木、枯れ枝等の危険木の処理を行い、来園者や隣接地の安全を早急に図る必要があるため、危険木等の伐採・剪定等の作業を行います。

2 履行（納品）場所

港南区上大岡東三丁目12番1号ほか1か所

3 契約日

令和2年9月7日

4 履行日又は履行期間

令和3年2月25日

5 契約金額

¥41,283,000.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

有限会社エムテックグリーン

代表取締役 望月 俊宏

横浜市港南区丸山台2丁目26番15号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

ナラ枯れ病の急速なまん延により発生した枯れ木、枯れ枝等の危険木の処理を行い、来園者や隣接地の安全を早急に図る必要があるため。

ナラ枯れの発生箇所は、園路沿いや公園外周部に非常に多く、公園の特性上作業車が進入困難で、大径木で被害が多いことから、維持業務委託による対応は難しかったため。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市の公園緑地等につきましては、地震・風水害・土砂災害その他災害時、または災害のおそれがある場合、緊急巡回および緊急措置に対して迅速な対応が可能となるよう、「横浜市防災計画」に基づき、市内造園業者で組織する「一般社団法人 横浜市造園協会」との協定（平成 16 年 8 月 27 日締結、平成 28 年 4 月 1 日更新）を締結しています。

今回の主な対応箇所である久良岐公園は港南区にあるため、（一社）横浜市造園協会の港南区班と調整した結果、急斜面地の樹林地作業の実績があり、こうした状況下で安全かつ迅速な作業のできる当該業者を選定しました。

9 所管課

環境創造局南部公園緑地事務所